

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特定の資産の買換えの場合の課税の特例		
税 目	法人税（租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項第 9 号） 所得税（租税特別措置法第 37 条第 1 項第 9 号）		
要 望 の 内 容	<p>長期保有（10 年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について圧縮記帳（圧縮割合 80%）を認めている現行制度（平成 23 年 12 月 31 日まで）を 3 年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業の保有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起することにより不動産取引を活性化し、土地の有効利用を図るとともに、生産性の向上による企業の国際競争力の強化、雇用増、需給バランスの改善等によるマクロ経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本制度が存在しない場合、企業が長期間にわたって所有する事業用の土地、建物等の売却を通じた設備投資を行おうとした際、資産の買換えの過程で課税所得が発生し、多くの税金を納付する必要があることから、遊休資産等の処分を妨げ、設備投資を萎縮させてしまう。</p>		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長	
		政策の達成目標	我が国企業が保有している旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間	
		同上の期間中の達成目標	我が国企業が保有している旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す。	
	有効性	政策目標の達成状況	【設備投資額（製造業）】 平成18年度：157,684億円 平成19年度：176,378億円 平成20年度：160,049億円 平成21年度：107,603億円 （出典：財務省「法人企業統計」）	
		要望の措置の適用見込み	【適用件数】 平成23年度：664件（見込） 平成24年度：664件（見込） 平成25年度：664件（見込） 平成26年度：664件（見込） （出典：国税庁「会社標本統計」より推計） 【適用額（損金算入額）】 平成23年度：2,459億円（見込） 平成24年度：2,459億円（見込） 平成25年度：2,459億円（見込） 平成26年度：2,459億円（見込） （出典：国税庁「会社標本統計」より推計）	
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例の活用により、平成21～22年度の2年間で少なくとも4,751億円の資産が新たに購入されており、設備投資が促されている。 （出典：国交省・経産省アンケート調査）	
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
			予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>我が国の設備投資、工場立地件数及び工場立地面積は低水準もしくは減少傾向にあり、本制度は設備投資が低迷する現在の経済情勢を踏まえた妥当な措置である。本制度の活用により、①収益に寄与しない資産の処分、②生産性向上につながる新規の設備投資を促進することは、中長期的な産業政策上の方向性とも一致する。</p> <p>また本制度はあくまで課税の繰延に過ぎず、対象となる事業用資産は一定の施策効果が認められるものに限定されていることから、必要最低限の措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成 20 年度：877 件（2,999 億円） 平成 21 年度：450 件（2,118 億円） 平成 22 年度：664 件（2,459 億円）（見込） （（ ）内は損金算入額。国税庁「会社標本調査」により推計）</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換えに伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換えが行われることが期待される。</p> <p>企業が長期間保有している遊休固定資産等を売却することで得られるキャッシュフローを生産性の高い事業環境整備の促進につなげていくことを通じて、生産性の向上による企業の国際競争力の強化、雇用増、需給バランスの改善によるマクロ経済の活性化が図られるとともに、不動産取引を活性化し、事業用の土地、建物等の有効利用を図ることが出来るため、非常に有効。</p>
	前回要望時の達成目標	我が国企業が保有している旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本特例の活用により、平成 21～22 年度の 2 年間で少なくとも 4,751 億円の資産が新たに購入されており、設備投資が促されている。</p> <p>（出典：国交省・経産省アンケート調査）</p>
これまでの要望経緯	<p>昭和 44 年度 創設 昭和 61 年度 圧縮割合を 100%→80% 平成 3 年度 廃止 平成 6 年度 緊急経済対策として復活 平成 7 年度 圧縮割合を 80%→60% 平成 8 年度 1 年間延長 平成 9 年度 1 年間延長 平成 10 年度 2 年間延長（経済対策で圧縮割合を 60%→80%） 平成 13 年度 3 年間延長 平成 16 年度 3 年間延長 平成 19 年度 2 年間延長 平成 21 年度 3 年間延長</p>	